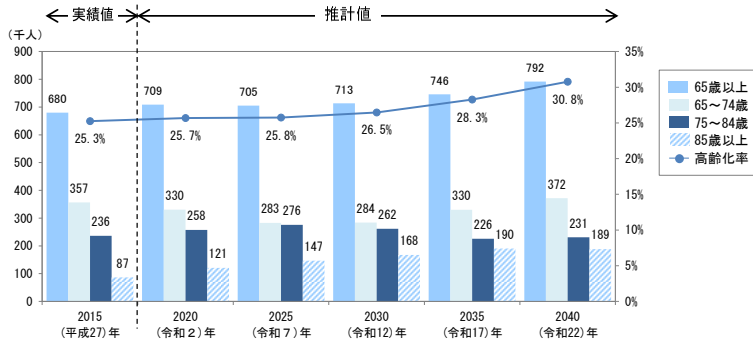
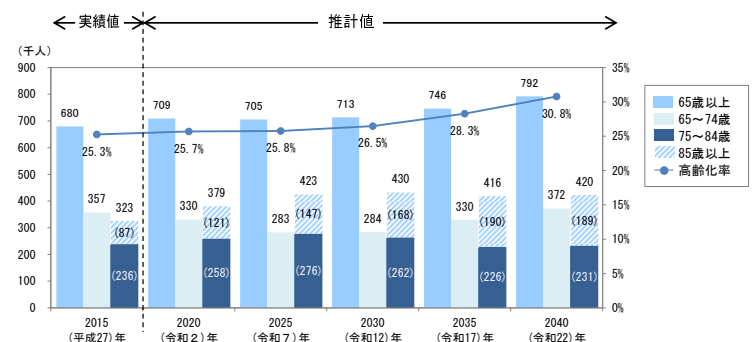
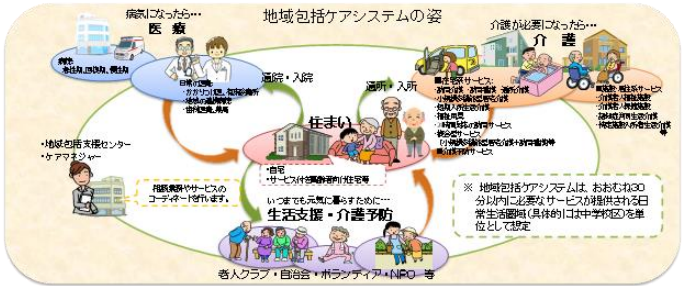


計画素案の修正箇所

素案 ページ	修正前	修正後	修正理由
6	本計画の策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとしています。	本計画の策定にあたっては、「 大阪府高齢者計画 」との 整合性を確保するとともに 、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとしています。	大阪府との計画素案の協議の結果、追記
6	また、本計画は、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるため、第7次「大阪府保健医療計画(大阪市二次医療圏)(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)」と整合性を確保し、医療と介護の連携強化のため必要な取組みを推進していくことが求められます。	また、本計画は、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるため、第7次「 大阪府医療計画 (大阪市二次医療圏)(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)」と整合性を確保し、医療と介護の連携強化のため必要な取組みを推進していくことが求められます。	大阪府との計画素案の協議の結果、修正
69 ～ 100	介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果 圏域詳細版を掲載	介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果 全市版を掲載	圏域詳細版を、計画参考資料の区別情報に掲載することとしたため、全市版に差替え
102	図表5-1-3 大阪市の将来推計人口 	図表5-1-3 大阪市の将来推計人口 	「65歳～74歳」と「75歳以上」の比較ができるようにグラフを修正

素案 ページ	修正前	修正後	修正理由
107	<p>大阪市においては、2015(平成27)年から2020(令和2)年を境に総人口が減少する一方で、65歳以上人口は横ばいから、2025(令和7)年以降高齢化が進展することが見込まれています。</p>	<p>大阪市では、総人口が減少する一方で、65歳以上人口は、2020(令和2)年からほぼ横ばいで推移した後、2025(令和7)年以降増加に転じることから高齢化が急速に進展すると見込まれています。</p>	<p>本市における他の計画との整合性を図るため修正</p>
109	<p>図表6-1-1 地域包括ケアシステムの姿</p> 	<p>図表6-1-1 地域包括ケアシステムの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。 ○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。 ○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。 ○ 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。 	<p>地域包括ケアシステムの説明を追加</p>
112	<p>今後、生産年齢人口の減少などの課題に対応しながら、介護サービスの質の維持・向上に取り組むためには、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。</p>	<p>今後、生産年齢人口の減少などの課題に対応しながら、介護サービスの質の維持・向上に取り組むためには、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。</p>	<p>第3回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正</p>

素案 ページ	修正前	修正後	修正理由
113	引き続き、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善に取り組むほか、さまざまな視点から人材確保に向けた施策を進めていく必要があります。	引き続き、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善に取り組むほか、さまざまな視点から 将来に希望の持てる魅力ある職として介護職の人材確保 に向けた施策を進めていく必要があります。	第3回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正
115	これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関との連携や、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」のような取組み等を一層進めていく必要があります。	これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関が 連携し 、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を 検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする 「総合的な支援調整の場（つながる場）」のような 複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する 取組み等を一層進めていく必要があります。	第3回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正
138	1 地域における見守り ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 ▶ 地域における見守りネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置している ▶ 行政と地域が保有する要援護者名簿を整理し、名簿を活用した地域での見守り活動や、孤立世帯等への専門的対応を行い、また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組みも行う	1 地域における見守り ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 ▶ 地域における見守りネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置している ▶ 行政と地域が保有する要援護者名簿を整理し、 災害時の避難支援等にもつながるよう、 名簿を活用した地域での見守り活動 を支援するとともに 、孤立世帯等への専門的対応や認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組みも行う	第3回保健福祉部会における委員意見を踏まえた修正

素案 ページ	修正前	修正後	修正理由
186	「介護助手（アシスタントワーカー）」等、新たな人材の参入を促進するなど、人材のすそ野の拡大に取り組んでいきます。	介護助手（アシスタントワーカー）」等 <u>の新たな人材についても検討に加える</u> など、人材のすそ野の拡大に取り組んでいきます。	第3回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正
186	集団指導等において研修を周知し新たな介護人材のすそ野を拡げる取組みを進めていきます。介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、	集団指導等において研修を周知し新たな介護人材のすそ野を拡げる取組みを進めていきます。 <u>加えて、介護職員が働きやすい施設等の環境整備について、介護職員用の宿舎の整備について支援していきます。</u> <u>また、</u> 介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、	関連する新規事業を追加
194	項目なし	<u>○ その他</u> <u>介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う整備について支援していきます。</u>	関連する新規事業を追加

素案 ページ	修正前	修正後	修正理由																
222	項目なし	<p>○後期高齢者医療訪問歯科健診 後期高齢者の口腔機能の低下等を予防し、健康の保持増進につなげるために、通院による歯科健診の受診が困難な方に対し、歯科医師・歯科衛生士が利用者の自宅に訪問して歯科健診・訪問指導を行います。</p>	関連する新規事業を追加																
223	項目なし	<p>○食生活習慣改善指導事業 骨粗しょう症検診受診者のうち、経過観察と判定された方に対し、管理栄養士による検診結果を踏まえた食生活指導を行い、早期からの骨粗しょう症・低栄養等の予防に努めます。</p>	関連する新規事業を追加																
229	○ 大阪市・区ボランティア・市民活動センター／ビューロー	○ 大阪市・区ボランティア・市民活動センター	「区ボランティア・ビューロー」は、平成30年中にすべて「区ボランティア・市民活動センター」に移行																
239	項目なし	<p>《実績及び数値目標》</p> <table border="1" data-bbox="1050 1246 1767 1406"> <tr> <td colspan="4">○ 要介護（要支援）認定の適正化</td> </tr> <tr> <td>認定調査員等研修</td> <td>2017(平成29)年度 15回</td> <td>2018(平成30)年度 11回</td> <td>2019(令和元)年度 13回</td> </tr> <tr> <td colspan="4">数値目標</td> </tr> <tr> <td>2020(令和2)年度(見込)</td> <td>2021(令和3)年度 17回</td> <td>2022(令和4)年度 13回</td> <td>2023(令和5)年度 15回</td> </tr> </table>	○ 要介護（要支援）認定の適正化				認定調査員等研修	2017(平成29)年度 15回	2018(平成30)年度 11回	2019(令和元)年度 13回	数値目標				2020(令和2)年度(見込)	2021(令和3)年度 17回	2022(令和4)年度 13回	2023(令和5)年度 15回	大阪府との計画素案の協議の結果、追記
○ 要介護（要支援）認定の適正化																			
認定調査員等研修	2017(平成29)年度 15回	2018(平成30)年度 11回	2019(令和元)年度 13回																
数値目標																			
2020(令和2)年度(見込)	2021(令和3)年度 17回	2022(令和4)年度 13回	2023(令和5)年度 15回																